

公益通報者保護法 対象法律所管課一覧（横浜市） 令和8年7月3日現在

番号	五十音	法律名	内容	所管局	所管課	連絡先	通報対象行為例	関係部署	備考
1	あ	空家等対策の推進に関する特別措置法	-	建築局	建築指導課	045-671-4539	特定空家等に関し、除却等の必要な措置をとらなかった場合		
2		悪臭防止法	-	みどり環境局	大気・音環境課	045-671-2486	事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれている場合		
3		あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	施術所に関すること	-	各区生活衛生課	鶴見区(510-1842) 神奈川区(411-7141) 西区(320-8442) 中区(224-8337) 南区(341-1191) 港南区(847-8444) 保土ヶ谷区(334-6361) 旭区(954-6166) 磯子区(750-2451) 金沢区(788-7871) 港北区(540-2370) 緑区(930-2366) 青葉区(978-2463) 都筑区(948-2357) 戸塚区(866-8474) 栄区(894-6967) 泉区(800-2451) 瀬谷区(367-5751)	施術所に専用の施術室が設置されていない場合、又は施術所が清潔に保たれていない場合	医療局医療安全課	施術所に関することは区生活衛生課が所管だが、その他については以下のとおり。 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師の業務及び免許に関する権限は厚生労働省、学校又は養成施設に関する権限は文部科学省、厚生労働省又は神奈川県。
4	い	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	薬局・販売業に関すること（動物用を除く）	-	各区生活衛生課	鶴見区(510-1842) 神奈川区(411-7141) 西区(320-8442) 中区(224-8337) 南区(341-1191) 港南区(847-8444) 保土ヶ谷区(334-6361) 旭区(954-6166) 磯子区(750-2451) 金沢区(788-7871) 港北区(540-2370) 緑区(930-2366) 青葉区(978-2463) 都筑区(948-2357) 戸塚区(866-8474) 栄区(894-6967) 泉区(800-2451) 瀬谷区(367-5751)	薬局や医薬品販売業等が構造設備や業務を行う体制について違反している場合。	医療局医療安全課	薬局・販売業等に関することは（動物用を除く）は本市だが、その他については以下のとおり。 一部の医薬品・医療機器（血液製剤、放射性医薬品等）を除く製造販売業、製造業に関すること（動物用を除く）：都道府県 一部の医薬品・医療機器（血液製剤、放射性医薬品等）の製造販売業、製造業に関すること（動物用を除く）：各地方厚生局 製造販売業、製造業に関すること（動物用）：農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課公益通報受付窓口 販売業に関すること（動物用）：都道府県
			薬局・販売業以外	医療局	医療安全課	045-671-3876		-	
5		医療法	-	医療局	医療安全課	病院は045-671-3656 診療所、助産所、医療法人は045-671-2414	病院、診療所又は助産所の管理者に、犯罪若しくは医事に関する不正行為があった場合 医療法人の業務若しくは会計が法令等、定款若しくは寄附行為に違反している場合、又は全ての診療所等を休止若しくは廃止した後一年以内に正当な理由がなく再開等しない場合		医療法人は、事務所の所在地が横浜市であっても、横浜市外に診療所等を有する場合は神奈川県が所管
6	え	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	-	消防局	保安課	045-334-6407	販売事業の登録を受けていない事業者が一般消費者等に液化石油ガスを販売している場合 液化石油ガス器具等の販売事業者等が基準に従って販売等を行う義務に違反している場合		
7	お	温泉法	温泉法のうち法第15条第1項に基づく温泉利用許可及び法第18条第4項に基づく温泉成分等の掲示の届出に関することは本市の事務。	医療局	生活衛生課	045-671-2456	温泉の成分、注意事項を掲示していない場合	各区生活衛生課	一部、神奈川県が所管しています。

番号	五十音	法律名	内容	所管局	所管課	連絡先	通報対象行為例	関係部署	備考
8	か	介護保険法	地域包括支援センター（地域ケアプラザ）に関すること	-	各区福祉保健課	鶴見区 (510-1826) 神奈川区 (411-7135) 西区 (320-8437) 中区 (224-8330) 南区 (341-1183) 港南区 (847-8441) 保土ヶ谷区 (334-6342) 旭区 (954-6143) 磯子区 (750-2442) 金沢区 (788-7824) 港北区 (540-2360) 緑区 (930-2305) 青葉区 (978-2436) 都筑区 (948-2345) 戸塚区 (866-8424) 栄区 (894-6962) 泉区 (800-2433) 瀬谷区 (367-5743)	地域包括支援センターの設置者（その法人の役員）若しくはその職員及びこれらの職にあった者が、正当な理由なしにその業務に関して知り得た秘密を漏らした場合	健康福祉局地域支援課	
			入所系・居住系サービス施設（グループホームを除く）	健康福祉局	高齢施設課	045- 671-3923			
			居宅系サービス事業所（訪問系・通所系・グループホーム等）	健康福祉局	介護事業指導課	045- 671-3461			
9		ガス事業法	-	経済局	消費経済課	045-671-2584	ガス製品の販売が適正に行われていないため一般消費者の利益が害されている場合（ガス事業法施行令に定められている業務の範囲内のもの）		
10		化製場等に関する法律	法第9条の規定に基づく動物の飼養・収容の許可に関すること	-	各区生活衛生課	鶴見区 (510-1845) 神奈川区 (411-7143) 西区 (320-8444) 中区 (224-8339) 南区 (341-1192) 港南区 (847-8445) 保土ヶ谷区 (334-6363) 旭区 (954-6168) 磯子区 (750-2452) 金沢区 (788-7873) 港北区 (540-2373) 緑区 (930-2368) 青葉区 (978-2465) 都筑区 (948-2358) 戸塚区 (866-8476) 栄区 (894-6967) 泉区 (800-2452) 瀬谷区 (367-5752)	ペットショップで許可を得ずに豚を飼養していた場合	医療局生活衛生課 (671-2456)	
			法第3条第1項（法第8条において準用する場合を含む）の規定により許可した施設について	医療局	生活衛生課	045-671-2456		各区生活衛生課	
11		学校教育法	-	教育委員会事務局	総務課	045-671-3240			総務課で詳細をお伺いし、内容に応じて所管課をご案内します。
12		家庭用品品質表示法	-	経済局	消費経済課	045-671-2584	家庭用品の品質に関する表示が適正に行われていないため一般消費者の利益が害されている場合（家庭用品品質表示法施行令に定められている業務の範囲内のもの）		
13		火薬類取締法	-	消防局	保安課	045-334-6407	火薬類の製造者等が基準に従って製造行為等を行う義務に違反している場合		
14		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	-	医療局	健康安全課	045-671-2463	法に基づき、医師が感染症の患者等の届出をしなかった場合、獣医師が感染症にかかっている動物等の届出をしなかった場合 感染症の病原体に汚染された場所の消毒、飲食物その他物件の移動制限、廃棄等の措置を命じられた者が従わなかった場合	各区福祉保健課 各区生活衛生課	

番号	五十音	法律名	内容	所管局	所管課	連絡先	通報対象行為例	関係部署	備考
15	き	狂犬病予防法	-	-	各区生活衛生課	鶴見区(510-1845) 神奈川区(411-7143) 西区(320-8444) 中区(224-8339) 南区(341-1192) 港南区(847-8445) 保土ヶ谷区(334-6363) 旭区(954-6168) 磯子区(750-2452) 金沢区(788-7873) 港北区(540-2373) 緑区(930-2368) 青葉区(978-2465) 都筑区(948-2358) 戸塚区(866-8476) 栄区(894-6967) 泉区(800-2452) 瀬谷区(367-5752)	所有する犬の登録をしていない場合 所有する犬に狂犬病の予防注射を受けさせていない場合	医療局動物愛護センター (471-2111)	
16	く	クリーニング業法	-	-	各区生活衛生課	鶴見区(510-1845) 神奈川区(411-7143) 西区(320-8444) 中区(224-8339) 南区(341-1192) 港南区(847-8445) 保土ヶ谷区(334-6363) 旭区(954-6168) 磯子区(750-2452) 金沢区(788-7873) 港北区(540-2373) 緑区(930-2368) 青葉区(978-2465) 都筑区(948-2358) 戸塚区(866-8476) 栄区(894-6967) 泉区(800-2452) 瀬谷区(367-5752)	届出をせず又は虚偽の届出をしてクリーニング所を開いた場合、洗濯物が整理保管されていない場合	医療局生活衛生課 (671-2456)	
17	け	計量法	-	経済局	消費経済課計量検査所	045-671-2587	政令で定める商品の販売について定められている基準（表記量と内容量の公差内計量、内容量他の表記義務等）に違反した場合 取引又は証明において検定に合格していない、もしくは有効期間の切れた特定計量器を使用している場合 政令で定める特定計量器について定期検査を受けていない場合		

番号	五十音	法律名	内容	所管局	所管課	連絡先	通報対象行為例	関係部署	備考
18	下	水道法	水質基準や特定施設、除害施設に関すること	下水道河川局	水質課	045-671-2835	工場又は事業場から排除される下水の水質が水質基準に適合しない場合		
			公共下水道施設の破損・損傷に関すること	-	各区土木事務所	鶴見土木事務所(510-1669) 神奈川土木事務(491-3363) 西土木事務所(242-1313) 中土木事務所(641-7681) 南土木事務所(341-1106) 港南土木事務所(843-3711) 保土ヶ谷土木事務所(331-4445) 旭土木事務所(953-8801) 磯子土木事務所(761-0081) 金沢土木事務所(781-2511) 港北土木事務所(531-7361) 緑土木事務所(981-2100) 青葉土木事務所(971-2300) 都筑土木事務所(942-0606) 戸塚土木事務所(881-1621) 栄土木事務所(895-1411) 泉土木事務所(800-2532) 瀬谷土木事務所(364-1105)	公共下水道又は都市下水路の施設を損壊し、その他これらの施設の機能に障害を与え、これによって下水の排除を妨害した場合		
			排水設備に関すること	下水道河川局	管路保全課	045-671-2829	公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠きよその他の排水施設を設置しなければならないが、これに違反した場合 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る）に改造しなければならないが、これに違反した場合		
19		健康増進法	-	健康福祉局	健康推進課	045-671-2454	①特定施設等の喫煙禁止場所で喫煙をしている場合、特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置している場合 ②販売する食品の健康保持増進効果等について、虚偽・誇大広告をした場合	②各区福祉保健課健康づくり係	
20		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	-	資源循環局	事業系廃棄物対策課	045-671-2507	対象建設工事受注者等が正当な理由がなく分別解体等の適正な実施に必要な行為をしない場合		
21	建	築基準法	建築・宅地の一般相談に関すること	建築局	情報相談課	045-671-2953	建築物の敷地、構造又は建築設備等に関する規定に違反している場合		
			確認申請（擁壁を除く）、定期報告、建築基準法上の道路の取り扱いに関すること	建築局	建築指導課	045-671-4531			
			市街化区域内における、工作物（擁壁）の確認並びにそれに係るその他の手続に関すること	建築局	宅地審査課	045-671-2945 045-671-4515 045-671-4516			
			市街化調整区域内における、工作物（擁壁）の確認並びにそれに係るその他の手続に関すること	建築局	調整区域課	045-671-4521			
			違反是正指導に関すること	建築局	違反対策課	045-671-3974			
22		建築物における衛生的環境の確保に関する法律	-	-	各区生活衛生課	鶴見区(510-1845) 神奈川区(411-7143) 西区(320-8444) 中区(224-8339) 南区(341-1192) 港南区(847-8445) 保土ヶ谷区(334-6363) 旭区(954-6168) 磯子区(750-2452) 金沢区(788-7873) 港北区(540-2373) 緑区(930-2368) 青葉区(978-2465) 都筑区(948-2358) 戸塚区(866-8476) 栄区(894-6967) 泉区(800-2452) 瀬谷区(367-5752)	建築物環境衛生管理技術者を選任していない場合	医療局生活衛生課(671-2456)	
23	こ	高圧ガス保安法	-	消防局	保安課	045-334-6407	高圧ガスの製造者等が基準に従って製造行為等を行う義務に違反している場合		

番号	五十音	法律名	内容	所管局	所管課	連絡先	通報対象行為例	関係部署	備考
24		興行場法	-	-	各区生活衛生課	鶴見区(510-1845) 神奈川区(411-7143) 西区(320-8444) 中区(224-8339) 南区(341-1192) 港南区(847-8445) 保土ヶ谷区(334-6363) 旭区(954-6168) 磯子区(750-2452) 金沢区(788-7873) 港北区(540-2373) 緑区(930-2368) 青葉区(978-2465) 都筑区(948-2358) 戸塚区(866-8476) 栄区(894-6967) 泉区(800-2452) 瀬谷区(367-5752)	興行場の構造設備が条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しない場合	医療局生活衛生課 (671-2456)	
25		工業用水法	-	みどり環境局	水・土壌環境課	045-671-2494	工業用水法の指定地域で許可を受けずに同法で定める井戸を設置した場合、すでに許可を受けた井戸について使用者が許可を受けなければならない事項を許可を受けないでした場合、又は許可の条件に違反した場合		
26		公衆浴場法	-	-	各区生活衛生課	鶴見区(510-1845) 神奈川区(411-7143) 西区(320-8444) 中区(224-8339) 南区(341-1192) 港南区(847-8445) 保土ヶ谷区(334-6363) 旭区(954-6168) 磯子区(750-2452) 金沢区(788-7873) 港北区(540-2373) 緑区(930-2368) 青葉区(978-2465) 都筑区(948-2358) 戸塚区(866-8476) 栄区(894-6967) 泉区(800-2452) 瀬谷区(367-5752)	公衆浴場の許可を受けずに公衆浴場を営んだ場合、浴槽水の消毒を行っていない場合	医療局生活衛生課 (671-2456)	
27		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	建築・宅地の一般相談に関する こと	建築局	情報相談課	045-671-2953	特別特定建築物に係る高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための基準に違反している場合 特定路外駐車場の新設又は変更新設又は変更に係る届出をせず、又は虚偽の届出を行った場合 特定路外駐車場に係る高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための基準に違反している又は当該違反に対する是正命令に路外駐車場等管理者が違反する場合		
			確認申請に関すること	建築局	建築指導課	045-671-4531			
			違反是正指導に関すること	建築局	違反対策課	045-671-3856			
			特定路外駐車場に関すること	道路・交通政策局	交通政策課	045-671-3853			
28		子ども・子育て支援法	保育内容や園運営に関すること	こども青少年局	保育・教育運営課	045-671-3564	特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が、条例で定める基準に従っていない場合又は適正な運営を行っていない場合	各区こども家庭支援課	
			給付費の請求事務に関すること	こども青少年局	保育・教育給付課	045-671-0202/0204			
			監査に関すること	こども青少年局	監査課	045-671-4193			
29	さ	災害救助法	-	防災・危機管理統括本部	緊急対策課	045-671-2064	第7条第1項の規定による従事命令に従わない行為 第9条第1項の規定による保管命令、収用に従わない行為		
30		災害対策基本法	-	防災・危機管理統括本部	緊急対策課	045-671-2064	第71条の規定による従事命令、協力命令又は保管命令に従わない行為 第63条第1項の規定による禁止若しくは制限又は退去命令に従わない行為		

番号	五十音	法律名	内容	所管局	所管課	連絡先	通報対象行為例	関係部署	備考
31	し	歯科技工士法	歯科技工所に関すること	-	各区生活衛生課	鶴見区(510-1842) 神奈川区(411-7141) 西区(320-8442) 中区(224-8337) 南区(341-1191) 港南区(847-8444) 保土ヶ谷区(334-6361) 旭区(954-6166) 磯子区(750-2451) 金沢区(788-7871) 港北区(540-2370) 緑区(930-2366) 青葉区(978-2463) 都筑区(948-2357) 戸塚区(866-8474) 栄区(894-6967) 泉区(800-2451) 瀬谷区(367-5751)	歯科技工所の構造設備が不完全（歯科技工に必要な設備・器具等の不備、不衛生等）である場合	医療局医療安全課	歯科技工所に関することは区生活衛生課が所管だが、その他については以下のとおり。 歯科技工士の業務及び免許に関する権限は厚生労働省、学校又は養成施設に関する権限は文部科学大臣又は神奈川県
32		児童福祉法	保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の保育内容や園運営に関すること	こども青少年局	保育・教育運営課	045-671-3564	保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の設備及び運営が条例で定める基準に達しない場合	各区こども家庭支援課	
			保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センターの監査に関すること	こども青少年局	監査課	045-671-4193	保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センターの設備及び運営が条例で定める基準に達しない場合		
			助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、自立援助ホーム、ファミリーホームの設備及び運営に関すること	こども青少年局	こどもの権利擁護課	045-671-2394	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、自立援助ホーム、ファミリーホームの設備及び運営が条例等で定める基準に達しない場合		
			認可外保育施設の設備及び運営に関すること	こども青少年局	保育・教育運営課	045-671-3564	認可外保育施設の設置者若しくは管理者が、市に対して虚偽の報告又は虚偽の答弁をした場合、その他、施設の運営が国の定める「認可外保育施設指導監督基準」に反して不適正である場合	各区こども家庭支援課	
			小児慢性特定疾病医療支援に関すること	健康福祉局	医療援助課	045-671-4405	指定小児慢性特定疾病医療機関が、小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。		
			放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関すること	こども青少年局	放課後児童育成課 各区こども家庭支援課	放課後児童育成課（671-4068） 鶴見区(510-1886) 神奈川区(411-7046) 西区(320-8477) 中区(224-8139) 南区(341-1155) 港南区(847-8393) 保土ヶ谷区(334-6393) 旭区(954-6019) 磯子区(750-2476) 金沢区(788-7753) 港北区(540-2442) 緑区(930-2216) 青葉区(978-2345) 都筑区(948-2471) 戸塚区(866-8485) 栄区(894-8434) 泉区(800-2444) 瀬谷区(367-5697)	放課後児童健全育成事業を行う者が、条例で定める基準に反し、適正な運営を行っていない場合		

番号	五十音	法律名	内容	所管局	所管課	連絡先	通報対象行為例	関係部署	備考
			児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援事業、障害児入所施設の設備及び運営に関すること	こども青少年局	障害児福祉保健課	045-671-4274	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援事業、障害児入所施設の設備及び運営が条例で定める基準に達しない場合		
33		社会福祉法	-	健康福祉局	監査課	045-671-4195	社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行った場合、収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用した場合、公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障がある場合、その他、社会福祉法人又は社会福祉施設の運営に不正行為がある場合		
			児童福祉に係る事業のみを行う社会福祉法人に関すること	こども青少年局	監査課	045-671-4193			

番号	五十音	法律名	内容	所管局	所管課	連絡先	通報対象行為例	関係部署	備考
34		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	保育内容や園運営に関すること	こども青少年局	保育・教育運営課	045-671-3564	幼保連携型認定こども園の設備及び運営が、条例で定める基準に達しない場合	各区こども家庭支援課	
			監査に関すること	こども青少年局	監査課	045-671-4193			
35		住宅宿泊事業法	-	医療局	生活衛生課	045-671-2447	住宅宿泊事業者が宿泊者名簿の備え付け・記載をしなかった場合、人を宿泊させた日数等の定期報告をしなかった場合		法律の所管部署が複数あるため、一次窓口として詳細をお伺いしたうえで、内容に対応する所管局課をご案内します。
36		柔道整復師法	施術所に関すること	-	各区生活衛生課	鶴見区(510-1842) 神奈川区(411-7141) 西区(320-8442) 中区(224-8337) 南区(341-1191) 港南区(847-8444) 保土ヶ谷区(334-6361) 旭区(954-6166) 磯子区(750-2451) 金沢区(788-7871) 港北区(540-2370) 緑区(930-2366) 青葉区(978-2463) 都筑区(948-2357) 戸塚区(866-8474) 栄区(894-6967) 泉区(800-2451) 瀬谷区(367-5751)	施術所に専用の施術室が設置されていない場合、又は施術所が清潔に保たれていない場合	医療局医療安全課	施術所に関することは区生活衛生課が所管だが、その他については以下のとおり。 柔道整復師の業務及び免許に関する権限は厚生労働省、学校又は養成施設に関する権限は文部科学大臣、厚生労働大臣又は神奈川県
37		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	育成医療・更生医療に関すること	健康福祉局	医療援助課	045-671-4115	育成医療に係る障害者等に対し、育成医療対象サービス等の内容に関し、報告の提出を求めた際に虚偽の報告をした場合 更生医療に係る障害者等に対し、更生医療対象サービス等の内容に関し、報告の提出を求めた際に虚偽の報告をした場合		
			総合支援法に基づいて指定された障害福祉サービス事業者に関すること	健康福祉局	障害施策推進課	045-671-3601	指定障害者福祉サービス事業者であった者等に対し、報告若しくは物件の提出等を求めた際に虚偽の報告、物件の提出等をした場合		指定障害者福祉サービス事業者のうち、地域生活支援事業の所管は以下の通り。 移動支援・入浴サービス事業：障害自立支援課 地域活動支援センター：障害施設サービス課
			自立支援医療（精神通院医療）に関すること	健康福祉局	こころの健康相談センター	045-671-4455	精神通院医療に係る障害者等に対し、精神通院医療対象サービス等の内容に関し、報告等の提出を求めた際に虚偽の報告をした場合		
38		浄化槽法	-	資源循環局	事業系廃棄物対策課	045-671-2507	浄化槽の保守点検又は清掃が、技術上の基準に従って行われていない場合		
39		使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	-	資源循環局	事業系廃棄物対策課	045-671-2507	認定事業者又はその受託業者による廃棄物処理法の一般廃棄物処理基準に関する違反行為、名義貸し行為等があった場合		
40		使用済自動車の再資源化等に関する法律	-	資源循環局	事業系廃棄物対策課	045-671-2507	登録を受けずに引取業又はフロン類回収業を行った場合、許可を受けずに解体業又は破砕業を行った場合、フロン類回収業者がフロン類回収又は運搬に関する基準を遵守しなかった場合		
41		商店街振興組合法	横浜市が認可する組合に関すること	経済局	中小企業振興課	045-671-4236	組合の業務若しくは会計が法令若しくは定款に違反する疑いがあり、又は組合の運営が著しく不当である疑いがある場合		
42		消費生活用製品安全法	-	経済局	消費経済課	045-671-2584	消費生活用製品の販売及び保守が適正に行われていないため一般消費者の利益が害されている場合（消費生活用製品安全法施行令に定められている業務の範囲内のもの）		
43		消防法	-	消防局	各消防署総務・予防課	鶴見消防署(503-0119) 神奈川消防署(316-0119) 西消防署(313-0119) 中消防署(251-0119) 南消防署(253-0119) 港南消防署(844-0119) 保土ヶ谷消防署(342-0119) 旭消防署(951-0119) 磯子消防署(753-0119) 金沢消防署(781-0119) 港北消防署(546-0119) 緑消防署(932-0119) 青葉消防署(974-0119) 都筑消防署(945-0119) 戸塚消防署(881-0119) 栄消防署(892-0119) 泉消防署(801-0119) 瀬谷消防署(362-0119)	屋外において、火災の予防に危険であると認める行為を確認した場合、火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防活動に支障になると認める物件を確認した場合 防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険である場合、消火、避難その他の消防活動に支障となる場合、火災が発生したならば人命に危険である場合、その他火災の予防上必要がある場合	指導課（334-6408）	
			危険物に関すること	消防局	各消防署総務・予防課		火災予防又は消火活動に重大な支障を生じるおそれのある物質で届出義務があるもの及び危険物の貯蔵、取り扱いに関し違反した場合	保安課（334-6407）	
44		食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	-	医療局	食肉衛生検査所	045-511-5812	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に違反している食鳥の販売を行っている場合	医療局食品衛生課	

番号	五十音	法律名	内容	所管局	所管課	連絡先	通報対象行為例	関係部署	備考
45		食品衛生法	-	-	各区生活衛生課	鶴見区(510-1842) 神奈川区(411-7141) 西区(320-8442) 中区(224-8337) 南区(341-1191) 港南区(847-8444) 保土ヶ谷区(334-6361) 旭区(954-6166) 磯子区(750-2451) 金沢区(788-7871) 港北区(540-2370) 緑区(930-2365) 青葉区(978-2463) 都筑区(948-2356) 戸塚区(866-8474) 栄区(894-6967) 泉区(800-2451) 瀬谷区(367-5751)	食品の取扱や施設の管理等で食品衛生法の違反が疑われる場合 営業許可を取得せずに飲食店等の営業を行った場合 食中毒の発生について適切な報告等を行っていない場合	医療局食品衛生課食品監視係 (671-2459) 医療局食品衛生課食品衛生係 (671-2460) 医療局健康安全課食中毒担当 (671-2463)	
				医療局	本場食品衛生検査所	045-441-1153			
				医療局	食肉衛生検査所	045-511-5812			
46		食品表示法	衛生事項に関すること	-	各区生活衛生課	鶴見区(510-1842) 神奈川区(411-7141) 西区(320-8442) 中区(224-8337) 南区(341-1191) 港南区(847-8444) 保土ヶ谷区(334-6361) 旭区(954-6166) 磯子区(750-2451) 金沢区(788-7871) 港北区(540-2370) 緑区(930-2365) 青葉区(978-2463) 都筑区(948-2356) 戸塚区(866-8474) 栄区(894-6967) 泉区(800-2451) 瀬谷区(367-5751)	食品表示中の衛生事項の表示について、虚偽の表示をした場合	医療局食品衛生課食品表示担当 (671-3378)	
				医療局	本場食品衛生検査所	045-441-1153			
				医療局	食肉衛生検査所	045-511-5812			
			品質事項に関すること （食品関連事業者であって、その主たる事務所及び事業所が横浜市内のみにあるものに限る）	医療局	食品衛生課食品表示担当	045-671-3378	食品表示中の品質事項の表示について、虚偽の表示をした場合	-	①「品質事項に関すること（食品関連事業者であって、その主たる事務所及び事業所が横浜市内のみにあるものに限る）」は医療局食品衛生課が所管だが、その他については以下のとおり。 ②「品質事項に関すること（食品関連事業者であって、その主たる事務所及び事業所が神奈川県内のみにあるものに限る（①に規定する食品関連事業者を除く））」は神奈川県、「品質事項に関すること（食品関連事業者であって、その主たる事務所及び事業所が①、②に規定する食品関連事業者以外のもの）」は関東農政局
				医療局	食品衛生課食品表示担当	045-671-3378			
			保健事項に関すること	医療局	食品衛生課食品表示担当	045-671-3378	食品表示中の保健事項の表示について、虚偽の表示をした場合	各区福祉保健課健康づくり係	
47		所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	-	政策経営・国際戦略局	経営戦略課	045-671-3125			
48		振動規制法	-	みどり環境局	大気・音環境課	045-671-2483	特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれている場合		
49	す	水質汚濁防止法	-	みどり環境局	水・土壤環境課	045-671-2489	工場又は事業場から排出される水の汚染状態が排水基準に適合していない場合		

番号	五十音	法律名	内容	所管局	所管課	連絡先	通報対象行為例	関係部署	備考
50		水道法	専用水道に関すること 簡易専用水道に関すること	-	各区生活衛生課	鶴見区 (510-1845) 神奈川区 (411-7143) 西区 (320-8444) 中区 (224-8339) 南区 (341-1192) 港南区 (847-8445) 保土ヶ谷区 (334-6363) 旭区 (954-6168) 磯子区 (750-2452) 金沢区 (788-7873) 港北区 (540-2373) 緑区 (930-2368) 青葉区 (978-2465) 都筑区 (948-2358) 戸塚区 (866-8476) 栄区 (894-6967) 泉区 (800-2452) 瀬谷区 (367-5752)	専用水道等の設置者が、定期の水質検査をしなかった場合 簡易専用水道の設置者が、定期の検査を受けていない場合	医療局生活衛生課 (671-2456)	
51		水防法	水防の用に供する器具、資材または設備の損壊に関すること (水防法第52条 1 項、55条 1 項)	水防の用に供する設備を所管している各区局	-	-	水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材、または設備を損壊し、又は撤去した場合 (例) 水位計、防災スピーカー等の機器類の破損及び撤去		
52	せ	生活困窮者自立支援法	-	健康福祉局	生活支援課	045-671-2429 045-671-2425	生活困窮者自立支援制度に基づく事業を行う者又は行っていた者が生活困窮者自立支援法の規定による届出を怠り、若しくは虚偽の届出又は報告をした場合	各区生活支援課	
53		生活保護法	-	健康福祉局	生活支援課	045-671-2403	保護施設・指定医療機関・指定介護機関・日常生活支援住居施設が生活保護法の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合 指定医療機関・指定介護機関が偽りその他不正な行為によって医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた場合	各区生活支援課	
54		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	-	健康福祉局	精神保健福祉課	045-662-3552	精神科病院に入院中の者の処遇が著しく適当でない場合		
55		石油コンビナート等災害防止法	-	消防局	保安課	045-334-6407	特定事業者が基準に従って特定防災施設等の設置、維持をする義務に違反している場合		
56	そ	騒音規制法	-	みどり環境局	大気・音環境課	045-671-2483	特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれている場合		
57	た	ダイオキシン類対策特別措置法	排出ガスに関すること 排出水に関すること	みどり環境局 みどり環境局	大気・音環境課 水・土壌環境課	045-671-3843 045-671-2489	工場又は事業場からの排出ガス又は排水水に含まれるダイオキシン類の量が排出基準に適合していない場合		
58		大気汚染防止法	-	みどり環境局	大気・音環境課	045-671-3843	工場又は事業場におけるばい煙等が排出基準に適合していない場合及び特定粉じん排出等作業における作業基準が遵守されていない場合		
59		大規模小売店舗立地法	-	経済局	商業振興課	045-671-3488	大規模小売店舗の新設又は変更に係る届出をせず、又は虚偽の届出を行った場合		
60		大規模地震対策特別措置法	-	防災・危機管理統括本部	緊急対策課	045-671-2064	第27条第3項の規定による協力命令又は保管命令に従わない行為 第26条第1項において準用する災害対策基本法第63条第1項の規定による禁止若しくは制限又は退去命令に従わない行為		
61		宅地造成及び特定盛土等規制法	市街化区域内における、宅地造成等に関する工事の許可及びそれに係るその他の手続に関すること 市街化調整区域内における、宅地造成等に関する工事の許可及びそれに係るその他の手続に関すること 違反是正及び敷地の維持保全の指導に関すること	建築局 建築局 建築局	宅地審査課 調整区域課 違反対策課	045-671-2945 045-671-4515 045-671-4516 045-671-4521 045-671-3974	市内において許可が必要となる対象の盛土等を違反しておこなった場合 市内において許可が必要とならない対象の盛土等であるが危険性がある場合		
62		脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律	規制、査察、指導等に関すること	消防局	保安課	045-334-6407			
63	ち	駐車場法	-	道路・交通政策局	交通政策課	045-671-3853	路外駐車場の構造及び設備が政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反している場合		
64		中小企業団体の組織に関する法律	横浜市が認可する組合に関すること	経済局	中小企業振興課	045-671-4236	組合の業務若しくは会計が法令、定款等に違反する疑いがある場合、又は組合の運営が著しく不当である疑いがある場合	横浜市が認可する組合に限る	
65		中小企業等協同組合法	横浜市が認可する組合に関すること	経済局	中小企業振興課	045-671-4236	組合の業務若しくは会計が法令、定款等に違反する疑いがある場合、又は組合の運営が著しく不当である疑いがある場合	横浜市が認可する組合に限る	
66		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	-	みどり環境局	環境活動事業課	045-671-3448	有害鳥獣捕獲において違法な行為又は許可条件に反している行為がある場合		

番号	五十音	法律名	内容	所管局	所管課	連絡先	通報対象行為例	関係部署	備考
67	て	電気用品安全法	-	経済局	消費経済課	045-671-2584	電気用品の販売が適正に行われていないため一般消費者の利益が害されている場合（電気用品安全法施行令に定められている業務の範囲内のもの）		
68	と	動物の愛護及び管理に関する法律	動物取扱業、虐待・遺棄疑いに関すること	-	各区生活衛生課	鶴見区(510-1845) 神奈川区(411-7143) 西区(320-8444) 中区(224-8339) 南区(341-1192) 港南区(847-8445) 保土ヶ谷区(334-6363) 旭区(954-6168) 磯子区(750-2452) 金沢区(788-7873) 港北区(540-2373) 緑区(930-2368) 青葉区(978-2465) 都筑区(948-2358) 戸塚区(866-8476) 栄区(894-6967) 泉区(800-2452) 瀬谷区(367-5752)	登録を受けずに第一種動物取扱業を営んでいる場合、又は不正の手段によって登録を受けた場合 愛護動物に対する虐待、遺棄の疑いがある場合	医療局動物愛護センター (471-2111)	
			特定動物に関すること	医療局	動物愛護センター	045-471-2111	許可を受けずに特定動物の飼養又は保管を行っている場合、又は不正の手段によって許可を受けた場合		
69		道路法	道路の占用に関すること	道路・交通政策局	管理課	045-671-2770	道路管理者の許可を受けずに、道路に工作物・物件等を設け、継続して道路を使用している場合	各区土木事務所 各道路整備事業の所管課 （道路予定区域の場合）	
			特殊車両の通行許可に関すること	道路・交通政策局	管理課	045-671-2770	道路管理者の許可を受けずに、法で定める車両の幅・重量・高さ・長さ等の最高限度を超える車両を通行させた場合		
70		特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	-	みどり環境局	環境管理課	045-671-2733	公害防止統括者及び公害防止管理者等の選任に関し違反をした場合		
71		毒物及び劇物取締法	販売業に関すること	-	各区生活衛生課	鶴見区(510-1842) 神奈川区(411-7141) 西区(320-8442) 中区(224-8337) 南区(341-1191) 港南区(847-8444) 保土ヶ谷区(334-6361) 旭区(954-6166) 磯子区(750-2451) 金沢区(788-7871) 港北区(540-2370) 緑区(930-2366) 青葉区(978-2463) 都筑区(948-2357) 戸塚区(866-8474) 栄区(894-6967) 泉区(800-2451) 瀬谷区(367-5751)	営業所の設備が登録基準に適合していない場合、毒物又は劇物の販売業の登録を取得せずに、毒物又は劇物を販売した場合	医療局医療安全課 -	販売業及び業務上取扱者、特定毒物使用者、特定毒物研究者については本市だがその他については以下のとおり。 製造業、輸入業等に関することは都道府県
			業務上取扱者、特定毒物使用者、特定毒物研究者に関すること	医療局	医療安全課	045-671-3876			
72		都市計画法	市街化区域内における、開発行為の許可及びそれに係るその他の手続に関すること	建築局	宅地審査課	045-671-2945 045-671-4515 045-671-4516	開発・建築許可を受けずに開発・建築行為をした場合 許可内容と異なる許可対象行為をした場合		市街地開発事業（土地区画整理事業等）の施行区域内の許可を除く。
			市街化調整区域内における、開発行為の許可及び建築物の新設等の許可並びにそれらに係るその他の手続に関すること	建築局	調整区域課	045-671-4521			
			法第53条許可、法第65条許可に関すること	都市整備局	都市計画課	045-671-3510			
			違反是正指導に関すること	建築局	違反対策課	045-671-3974			
73		都市の低炭素化の促進に関する法律	-	建築局	建築企画課	045-671-4526	低炭素建築物新築等計画の認定を受けた建築物が、当該認定基準に違反している場合		
74		土壤汚染対策法	-	みどり環境局	水・土壌環境課	045-671-2494	土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地について必要な調査・報告をせず、又は虚偽の報告をした場合		
75		と畜場法	-	医療局	食肉衛生検査所	045-511-5812	と畜場法に違反して、食用に供する目的で獣畜をとさつ又は解体した場合	医療局食品衛生課	
76	な	難病の患者に対する医療等に関する法律	-	健康福祉局	医療援助課	045-671-4405	偽りその他不正の手段により特定医療費の支給を受けた者がある場合		
77	は	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	-	資源循環局	事業系廃棄物対策課	045-671-2507	処分者が一般廃棄物処理基準又は産業廃棄物処理基準に適合しない処分を行ったことに伴い、生活環境の保全上支障が生じ又は生じるおそれがある場合		

番号	五十音	法律名	内容	所管局	所管課	連絡先	通報対象行為例	関係部署	備考
78	ひ	美容師法	-	-	各区生活衛生課	鶴見区(510-1845) 神奈川区(411-7143) 西区(320-8444) 中区(224-8339) 南区(341-1192) 港南区(847-8445) 保土ヶ谷区(334-6363) 旭区(954-6168) 磯子区(750-2452) 金沢区(788-7873) 港北区(540-2373) 緑区(930-2368) 青葉区(978-2465) 都筑区(948-2358) 戸塚区(866-8476) 栄区(894-6967) 泉区(800-2452) 瀬谷区(367-5752)	美容師でない者が美容所で業務した場合、客の皮フに接する器具類の消毒を適切に行っていない場合	医療局生活衛生課 (671-2456)	
79	ふ	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	-	防災・危機管理統括本部	緊急対策課	045-671-2064	第81条第3項（第183条において準用する場合を含む）の規定による保管命令に従わず、特定物資を隠匿し、損壊し、廃棄し、又は搬出する行為 第114条（第183条において準用する場合を含む）の規定による制限若しくは禁止若しくは退去命令に従わない行為		
80		文化財保護法	-	教育委員会事務局	生涯学習文化財課	045-671-3284			
81	ほ	墓地、埋葬等に関する法律	-	医療局	生活衛生課	045-671-2457	墓地・納骨堂若しくは火葬場の経営等の許可に違反した場合。		
82		ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	-	資源循環局	事業系廃棄物対策課	045-671-2507	P C B廃棄物の譲渡し及び譲受けの制限に違反した場合、P C B廃棄物の保管等の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合		
83	ま	マンションの再生等の円滑化に関する法律	-	建築局	住宅再生課	045-671-2954	組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反している場合		
84	み	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	-	こども青少年局	こどもの権利擁護課	045-671-2394	許可を受けずに養子あっせん事業を行った場合、偽りその他不正の行為により養子あっせん事業の許可又は許可の有効期限の更新を受けた場合		
85	ゆ	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	-	医療局	生活衛生課	045-671-2456	基準に適合しない家庭用品の販売等を行った場合		
86	り	理容師法	-	-	各区生活衛生課	鶴見区(510-1845) 神奈川区(411-7143) 西区(320-8444) 中区(224-8339) 南区(341-1192) 港南区(847-8445) 保土ヶ谷区(334-6363) 旭区(954-6168) 磯子区(750-2452) 金沢区(788-7873) 港北区(540-2373) 緑区(930-2368) 青葉区(978-2465) 都筑区(948-2358) 戸塚区(866-8476) 栄区(894-6967) 泉区(800-2452) 瀬谷区(367-5752)	理容師でない者が理容所で業務した場合、客の皮フに接する器具類の消毒を適切に行っていない場合	医療局生活衛生課 (671-2456)	
87		旅館業法	-	-	各区生活衛生課	鶴見区(510-1845) 神奈川区(411-7143) 西区(320-8444) 中区(224-8339) 南区(341-1192) 港南区(847-8445) 保土ヶ谷区(334-6363) 旭区(954-6168) 磯子区(750-2452) 金沢区(788-7873) 港北区(540-2373) 緑区(930-2368) 青葉区(978-2465) 都筑区(948-2358) 戸塚区(866-8476) 栄区(894-6967) 泉区(800-2452) 瀬谷区(367-5752)	ホテル旅館の許可を受けずに旅館業を営んだ場合、チェックイン時に宿泊者を確認していない場合	医療局生活衛生課 (671-2456)	
88		臨床検査技師等に関する法律	衛生検査所に関すること	医療局	医療安全課	045-671-3876	登録を受けた衛生検査所の構造設備等が基準に適合していない場合		衛生検査所については本市だがその他については以下のとおり。 臨床検査技師の業務及び免許に関することは厚生労働省
89	ろ	老人福祉法	高齢施設課が所管する、老人福祉法で定められた施設からの通報について	健康福祉局	高齢施設課	045-671-3923	有料老人ホームの入所者の処遇に関し不当な行為又は入所者の利益を害する行為をした場合		